福島県告示第百七十号

六十八号)は、平成二十四年三月三十一日限り廃止する。

旅館業法施行条例に規定する施設として指定する件(昭和四十六年福島県告示第三百

平成二十四年三月三十日

毎週火・金曜日発行(当日が休日に当たるときは、休日の翌日)

目 次

告

示

○旅館業法施行条例に規定する施設 として指定する件を廃止する件

> ○会計管理者をしてその事務の一部 ○旅館業法施行条例に規定する施設 として指定する件

改正する件 を出納員に委任させる件の一部を

福島県知事 佐 藤 雄 平

(食品生活衛生課)

## 福島県告示第百七十一号

する施設を次のとおり指定し、 旅館業法施行条例(昭和四十三年福島県条例第三十六号)第二条第 平成二十四年四月一日から施行する。 一項第四号に規定

平成二十四年三月三十日

置された都市公園を除く。) 三号までに掲げる配置及び規模の基準のいずれかを満たすもの て、都市公園法施行令(昭和三十一年政令第二百九十号)第二条第一項第一号から第 都市公園法 (昭和三十一年法律第七十九号)第二条第一項に規定する都市公園であっ 島県知事 (いわき市の区域に設 佐 藤 雄 平

2 第一項第一号の規定により設置された施設 独立行政法人国立青少年教育振興機構法(平成十一年法律第百六十七号)第十一条 (いわき市の区域に設置された施設を除

> 県自然の家(福島県いわき海浜自然の家を除く。 福島県自然の家条例 (昭和五十年福島県条例第二十九号) 第二条の表に掲げる福島

3

(食品生活衛生課

## 福島県告示第百七十二号

第

会計管理者をしてその事務の一部を出納員に委任させる件 二百八十一号)の一部を次のように改正し、平成二十四年四月一日から施行する。 平成二十四年三月三十日 (昭和四十 -四年福島県告 示

加える。 地方振興局の所管区域内に所在する福島県農業総合センターに所属する准公所の長」を、 局の所管区域内に所在する福島県ハイテクプラザに所属する准公所の長及び福島県会津 興局の所管区域内に所在する福島県農業総合センターに所属する准公所の長」を、 島県県南地方振興局の所管区域内に所在する公所の長」の下に「及び福島県県南地方振 島県農業総合センターに所属する准公所の長の所管に属する事務を除く 。) 」を、 する准公所の長」を、 の長及び福島県県北地方振興局の所管区域内に所在する福島県農業総合センターに所属 福島県県北地方振興局の所管区域内に所在する福島県ハイテクプラザに所属する准公所 き地方振興局の所管区域内に所在する福島県ハイテクプラザに所属する准公所の長」を 方振興局の所管区域内に所在する福島県農業総合センターに所属する准公所の長」を 島県会津地方振興局の所管区域内に所在する公所の長」の下に「、福島県会津地方振興 に属する事務」の下に「(ただし、福島県ハイテクプラザに所属する准公所の長及び福 福島県いわき地方振興局の所管区域内に所在する公所の長」の下に「及び福島県いわ 福島県相双地方振興局の所管区域内に所在する公所の長」の下に「及び福島県相双地 表中 「並びに福島県県北地方振興局の所管区域内に所在する公所の長」の下に「並びに 「企画調整部文化スポーツ局」を「企画調整部避難地域復興局及び文化スポーツ 「議会事務局、」を「議会事務局並びに」に、 「福島県県中地方振興局の所管区域内に所在する公所の長の所管 「課及び」を「課並びに」に改 福島県知事 雄

審 査 課

この印刷物は、印刷用の紙へ リサイクルできます。

再生紙を使用しています。

【定価 1 箇月 3,390円】

福 島株式会社 第 県刷 発行者 印刷所 島 印